



# 白鷹町まち・ひと・しごと創生総合戦略

～共創プログラム～

白 鷹 町

平成27年10月28日

## 目次

I. はじめに .....	2
II. 計画の位置付け .....	3
計画策定の趣旨.....	3
計画期間.....	3
III. 基本的な考え方（人口ビジョンとの関連） .....	4
人口推計.....	4
人口減少対策の方向性.....	4
人口減少対策として移住促進ターゲット.....	4
IV. 基本目標（戦略体系） .....	5
《基本目標①》 自然・人材・資源を生かし、企業活動の振興や就農支援を強化し、産業の活性化により雇用を創出します.....	6
《基本目標②》 ライフスタイルに合わせた多様な交流・移住を推進し、新しいひとの流れをつくります.....	13
《基本目標③》 たくさんの子どもたちが元気に生まれ、安心して育てられる子育て教育環境の充実を進めます.....	16
《基本目標④》 活力ある地域の構築に向け、コミュニティセンター(小さな拠点)を核に共創し、安全で快適な暮らしやすいまちをつくり、定住促進を図ります .....	19
V. 政策パッケージ（戦略アクションプロジェクト） .....	22
しらたか森林・林業再生プロジェクト.....	22
日本の紅（あか）をつくる町プロジェクト.....	22
ふるさと移住推進プロジェクト.....	23
婚活★子育て応援プロジェクト.....	24
白鷹人「目を世界に、心ふるさと」プロジェクト.....	24
地域コミュニティいきいき安全・安心プロジェクト.....	25
VI. 進行管理 .....	26
VII. 情報の開示及び情報発信 .....	26
資料 .....	27

## I.はじめに

本町は、昭和29年10月1日に1町5村が合併することで誕生し、当時の人口は26,684人（昭和30年国勢調査）であったが、高度経済成長期に人口は都市部へ流出し、「過疎」を招いた。特に昭和30年代後半から40年代前半にかけては、若年労働者の都会への流出により急激な過疎化が進行した。このことから、昭和45年に施行された過疎地域対策緊急措置法の指定を受け、道路整備を主軸とした生活環境の整備等の社会資本整備や産業基盤の再編成による活性化に取り組み、一旦は人口の減少に歯止めが掛かったかのように見られた。しかし、平成7年の国勢調査を基準にしてこの20年間の人口変動を見てみると約3,500人、率にして約2割が減少し、人口減少が加速化している。年齢別人口構成をみても、近年は少子化による年少人口の減少率が大きくなっている一方、高齢者人口は年々増加し、高齢者の人口比率は33.4%（住民基本台帳・平成27年9月）と高くなっている。出生及び死亡を要因とする自然増減、転入及び転出を要因とする社会増減、いずれも本町は減少の状況にあり、出生数及び転入者の増加に向けた施策の展開が急務と言える。

持続可能なまちづくりを進める上で、人口の問題は最も基本であり、地方創生の中心は「ひと」である。長期的な視野で「ひと」をつくり、その「ひと」が「まち」や「しごと」をつくるという好循環を確かなものにする必要がある。これらを一体的かつ同時に取り組むことで、まち・ひと・しごとの創生を進めるものである。

本戦略では、こうした観点から人口減少問題に正面から向き合い、将来的に持続可能なまちづくりを進めるため「しらかの」4つの基本目標を定めるとともに、UJIターンなどの移住者視点も踏まえ、定住人口の維持に向けた施策を示すものである。また、基本目標実現のための6つのアクションプロジェクトを定め、重点的に推進していく施策をパッケージ化し、より具体的な事業展開を図ることとする。

本総合戦略の策定にあたっては、白鷹町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会を設置し、各委員をはじめ町民の方々、町議会、関係各種団体等多くの方々からのご意見、ご提言を基にしたものである。本戦略は、白鷹町のまち・ひと・しごと創生の羅針盤として、まちづくりの理念である「共創のまちづくり」をさらに推し進め、将来にわたり持続可能な社会を目指すものである。

## Ⅱ. 計画の位置付け

### 計画策定の趣旨

本計画では、まち・ひと・しごと創生法（平成 27 年法律第 136 号）の趣旨に基づき、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけることを最優先に取り組む。

それぞれの地域で住みよい環境の確保や将来にわたって活力ある社会を維持していくためには、一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成が必要となる。本計画は、こうした地域社会を担う個性豊かな人材の確保と地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進することを目的として策定するものである。

また、平成 27 年度にスタートした第 5 次白鷹町総合計画後期基本計画と整合性を図りながら、産業の活性化や子育て支援、移住交流の促進や自立的な地域づくりなど具体的な施策をまとめた計画として位置付ける。

### 計画期間

平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とする。

また、進捗状況を確認し、必要に応じて見直しを行うこととする。

### Ⅲ. 基本的な考え方（人口ビジョンとの関連）

#### 人口の見通し

5年後の2020年（平成32年）	13,500人
25年後の2040年（平成52年）	10,500人

#### 人口減少対策の方向性

下記の視点を踏まえ、施策間連携を十分に図り、好循環を生み出す。

##### ◎雇用創出

産業面では「農林業」と「観光」に着目し、この2つを柱として今後の成長戦略を描く。特に、町を取り囲む豊かな森林資源や全国トップシェアの紅花生産を有効活用し、産業としての確立と産業間連携を図ることで好循環を生み出し、雇用を創出する。

##### ◎新しい人の流れ

UJIターン等の移住者の増加による人口の社会減を抑制する。主に、進学による転出者の就職時のUターン、新規就農者等のIターン移住者の増加に向け、継続的に情報を発信し、関係を保つとともに移住相談窓口のワンストップ化によりきめ細やかな移住支援を行う。

##### ◎少子化対策

未婚化・晩婚化の進行を食い止めるため“婚活”を重視し、少子化対策の最優先課題として取り組む。また、妊娠から子育てまで切れ目なく支援を行い、子ども医療費や多子世帯の保育料の無料化など経済的負担軽減を図り、出生率向上を目指す。

##### ◎地域課題の解決

コミュニティセンターを核とした地域経営を推進し、地域課題の解決を自ら図るとともに、暮らしの安全・安心を実現するため、自主防災組織との連携や地域公共交通の維持、美しいまちづくりを進める。

#### 人口減少対策として移住促進ターゲット

- ◎「子育て志向」…20～30代の子育て世帯
- ◎「就農志向」…20～30代のIターン若手新規就農者
- ◎「地元回帰志向」の移住促進…20代後半からのUターン女性や50～60代の夫婦
- ◎「セカンドライフ志向」の移住促進…50～60代の夫婦

## IV. 基本目標（戦略体系）

「白鷹町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」で推計した「2040年に約10,500人の人口を確保する」という長期展望に立ち、本町の地方創生に向けた取り組みを行うにあたり、町民や関係する団体等と共有すべき基本目標を以下のとおり設定する。

### 《4つの基本目標》

- ① **し**：自然・人材・資源を生かし、企業活動の振興や就農支援を強化し、産業の活性化により雇用を創出します
- ② **ら**：ライフスタイルに合わせた多様な交流・移住を推進し、新しいひとの流れをつくります
- ③ **た**：たくさんの子どもたちが元気に生まれ、安心して育てられる子育て教育環境の充実を進めます
- ④ **か**：活力ある地域の構築に向け、コミュニティセンター(小さな拠点)を核に共創し、安全で健康的な暮らしやすいまちをつくり、定住促進を図ります

これらの4つの基本目標を掲げ、基本的な人口減少の認識を一にし、自然減及び社会減の両面から人口減少の進行を緩和する。

### 人口減少に関する基本認識の共有(課題の共通認識)

## 基本目標

- ① **し**：自然・人材・資源を生かし、企業活動の振興や就農支援を強化し、産業の活性化により雇用を創出します
- ② **ら**：ライフスタイルに合わせた多様な交流・移住を推進し、新しいひとの流れをつくります
- ③ **た**：たくさんの子どもたちが元気に生まれ、安心して育てられる子育て教育環境の充実を進めます
- ④ **か**：活力ある地域の構築に向け、コミュニティセンター(小さな拠点)を核に共創し、安全で健康的な暮らしやすいまちをつくり、定住促進を図ります



「白鷹町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」の実現

## 《基本目標①》 自然・人材・資源を生かし、企業活動の振興や就農支援を強化し、産業の活性化により雇用を創出します

### 数値目標

■ 認定新規就農者数	3人/年（新規項目）
■ 農業生産法人数	8法人（平成26年 4法人）
■ 1社あたり製造品出荷額	3億円（平成24年 3億8,990万円）
■ 年間商品販売額（小売）	90億円（平成24年 88億5,400万円）
■ 直売所を含む観光入込客数	94万人（H25：87万1千人）

### 《基本的方向》

農業や工業、観光等の移出産業の振興によって町外から新たな財・サービスに対する需要が増加することにより生産や雇用を増大し、町内全体への経済波及効果を高めるものとする。

農業については、若者の新規就農希望者が増加傾向にあることに着目し、就農支援を進め、都市部からの移住型新規就農者の受入を拡大する。

観光については、白鷹ならではの観光資源により誘客を拡大し、定住人口の減少を交流人口の増加によりカバーすることで消費を拡大する。

多面的に雇用を創出し、好循環スパイラルの波を白鷹から湧き起こす。

### 《具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）》

#### ①農業経営の確立

認定農業者数	140経営体（H26：136経営体）
学校給食の町内産農産物使用率	30%（H24：27.5%）

町の基幹産業である農業は、稲作を中心に畜産、果樹、園芸、特用作物などを組み合わせた複合経営が主体となっており、特に酪農が盛んである。他産業の振興や産地間競争の激化、農業情勢の変化などにより、農家数、農業従事者数が減少し、農地の荒廃や後継者確保には課題があるが、町内はもとより町外から移住による若手就農者が誕生するなど新規就農者は一時期に比べ増加傾向にある。今後も、農業生産基盤の整備を進め、農地の集積を図り、担い手の育成や法人化の促進や農業後継者を確保し、より収益性の高い農作物との複合化を進めるなどして、より効率的で安定した農業経営を確立していく必要がある。特に新規就農者については、受入協議会を組織し、育成に重点を置く。販路については、産直施設が誕生し10年以上が経過し、消費者の認知度も高まり、流通体制として一定の役割を担っている。さらに収益性を高めるため、消費者目線の農業経営を推進するとともに、食育の観点からも「地産地消」を推進する。

農業で生きられるまちづくりを目指し、生産・加工・流通・販売を融合した6次産業化

を図るとともに、認定農業者等の担い手の育成支援と計画的な生産基盤の整備を推進し、遊休農地の利活用を進め、耕畜連携による減農薬、減化学肥料、有機農業等を推進する。

(具体的な事業)

※ ◎は、KPI との関わりが深い事業

- ◎新規就農者や担い手が活躍できる環境の整備
- ◎認定農業者の拡大や集落営農の経営安定化に向けた組織化・法人化等への支援
  - ・農地集積や規模拡大、団地化などによる低コスト農業の推進
  - ・生産量が東北トップクラスのミニトマトなどの高品質で収益性の高い農作物の奨励
  - ・畜産振興による生産性の高い経営体の育成
  - ・園芸振興による経営の複合化促進
  - ・生産量が日本一である『紅花』栽培の奨励
- ◎地産地消の拡大による学校給食における地産食材自給率の向上
  - ・地元食材を活用した食育や健康づくりの推進
  - ・産直による高付加価値化や流通体制の確立、高収益化の推進
  - ・持続可能な農業経営に向けた強い農業づくりの推進
  - ・中堅的担い手農家等のトップランナーへの育成に向けたオーダーメイド型支援
  - ・生産効率を向上させる設備の導入、農地の集積・集約化等への支援
  - ・中山間地域における担い手確保や耕作放棄地対策の推進
  - ・農業と異業種の参加による企業組合等、新たな経営モデルの創出
  - ・山形県が目指す日本一のえだまめの産地確立など園芸農業の推進
  - ・畜産物の生産拡大のための施設、機械整備や流通拡大等への支援
  - ・鳥獣被害を防ぐ侵入防止柵の設置や新規狩猟者の確保、育成の支援
  - ・「つや姫」に次ぐ水稻新品種「山形 112 号」の導入等、主食用米の生産・流通・販売戦略の展開や飼料用米等の生産・利用拡大

## ②林業の振興

**町内林業出荷額 50,000 千円/年 (H26 : 8,389 千円)**

山林は、木材の価格低迷や林業従事者の減少により荒廃が進み、所有者も世代交代するなどして境界が不明確になるなど、資産や資源としての価値が見失われた状況にある。また、放置された森林は、豪雨災害の被害拡大の一要因となり、流木が民家を襲うなど実際に影響を及ぼしている。

町では、平成 26 年、森林や林業を再生することで持続的な森林・林業経営の確立を目指すために森林・林業再生協議会を設置し、荒廃森林の解消に向けた境界明確化や林業振興に向けた取り組みを始めた。担い手の育成・確保や林道、作業道の基盤整備を推進し、計画的な森林づくりを進めるとともに、地元産材の利用を視野に公共施設の木造化木質化を推進し、循環モデルの確立を目指す。

(具体的な事業)

- ・森林林業再生に向けた組織の運営
- ◎公共建築物や一般住宅等における町産材利活用フレームの構築

- ・間伐、主伐、再造林の促進
- ・木材供給能力を高める路網整備や高性能林業機械の導入支援
- ・木材加工施設及び木材流通体制の整備促進
- ・県産木材需給安定化協議会による事業推進
- ・木材を活用した新製品開発の支援
- ・山菜やキノコ等の生産や販路拡大
- ・木質バイオマス資源の熱利用や発電の促進
- ・熱利用、発電利用の需要に応じたチップ等製造施設の整備への支援

### ③商業の振興

**町内小売販売係数 65% (H24:64.3%)**

交通網の整備や通信販売の拡大などにより町外の商品購買依存率が年々高くなっており、消費行動が広域化され、大型商業店、既存商店ともに厳しい状況におかれ、法人商店、個人商店ともに極端な減少傾向にある。商工会と連携しながら、経営診断や経営革新につながる事業の支援を行い、空き店舗の活用や買い弱者対策も含め、町民生活の利便性を確保する。

(具体的な事業)

- ・各種金融制度による経営支援
- ◎消費拡大事業やイベントの支援
- ・空き店舗のリノベーション活用
- ・買い物弱者への対応

### ④工業の振興

**白鷹サテライトオフィスによる  
ビジネスマッチング件数 15件 (新規項目)**

本町の工業は、昭和40年代の工業団地造成、企業誘致により電気、機械製品製造業を中心に集積し、60事業所、従業員数1,735名、製造品出荷額約204億円(平成25年工業統計)と町の中心産業になっている。町全体としては、中小零細の下請企業がそのほとんどを占め、景気の影響を受けやすく、経済環境の変化に弱い面を持つが、機械金属加工などが集積し特徴的となっている。工業の活性化は、雇用の創出に直結し、所得や税収増に大きな効果があることから積極的な振興策をオーダーメイド方式で提供する。

建設・建築業においては、平成25年、26年豪雨災害復旧関連工事や住宅リフォームなどにより業況は上向しているが、人口減少や経済規模の縮小は避けては通れず、将来的には新たな分野への進出等も予想される。

今後は、技術の集積を中心にものづくりを振興し、町内業者の受注が拡大する仕組みをつくる必要があることから、企業、町、商工会等が一体となり受注拡大活動を推進するとともに金融機関と連携し、技術革新や経営体質強化、起業創業を支援し、企業経営者の後

継者、高度技術者等の人材育成や円滑な事業承継に対応する。これらの取り組みを首都圏をフィールドに活動する「白鷹サテライトオフィス」を核として展開する。

(具体的な事業)

- ・受注拡大に向けた営業支援
- ・設備投資への助成

◎白鷹サテライトオフィスによるビジネスマッチング

- ・有機EL等の先端分野と町内産業との連携による雇用の創出
- ・東北中央自動車道開通を契機とした企業誘致の推進

※サテライト・オフィス

企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。本拠を中心としてみた時に衛星（サテライト）のように存在するオフィスとの意から命名された。主に2つの意味がある。

①勤務者が遠隔勤務をできるよう通信設備を整えたオフィス

②郊外に立地する企業や学校などの団体が、都心に設置した小規模のオフィス

## ⑤観光の振興

<b>観光入込客数</b>	<b>44万人（平成25年 40万6千人）</b>
<b>教育旅行受入数</b>	<b>160名（H25:135名）</b>

本町には、霊峰白鷹山や山形県の母なる川最上川、樹齢1,200年といわれる薬師桜をはじめとした県指定天然記念物の古典桜の数々、日本一の生産量を誇る紅花など自然豊かな山や川、里があり、また県指定無形文化財の深山和紙や白鷹紬、町指定無形文化財の高玉芝居なども残っている。これらの資源を活用しながら町や関係団体、町民等が連携、参画し、観光振興やイベントなどを実施してきた経緯がある。地域づくり型観光の視点から観光の通年化を目指し「春は桜、夏は紅花、秋は鮎、冬は隠れ蕎麦屋」の観光4シーズン化に取り組んできた。これまで、観光拠点施設として本町初の本格的観光施設「ヤナ公園」、「パレス松風」を含んだ「ふるさと森林公園」、「伝統工芸村」や地元住民が運営する宿泊施設「のどか村」の深山地区、産直施設「どりいむ農園直売所」などを整備してきた。平成26年に実施した山形デスティネーションキャンペーンなどの大型企画を今後も県や他自治体、観光事業者等と一体となって連携することにより誘客を図り、経済循環はもとより地域のイメージアップによって、住民が誇りを持てる地域を作ることが必要である。

本町の旅行者の動向をみると、他市町と比べて日帰り客の割合が多く、立ち寄り型の観光が主流となっており、近年の主要な観光スタイルの一つである、一つの地域に滞在し、その土地ならではの食や伝統、生活にふれあい、体験する形態に結びついていないことが課題である。本町には滞在化に向けて活用できる資源が豊富にあることから、滞在型・体験型観光への対応を図るとともに、連携による広域観光も推進し、より広いエリアからの観光客の誘客増大や消費拡大を図る。体験型観光の先駆事例であり本町の特徴ともいえる教育旅行受入も推進する。観光拠点に限らず、宿泊施設や飲食店、商店や直売所など多くの業種の振興につながる総合産業としての観光を推進する。

(具体的な事業)

- ・「日本の紅（あか）をつくる町」の推進
- ・グリーンツーリズムや滞在型、体験型などの着地型観光の推進

- ・白鷹山や頭殿山、最上川などの自然や古典桜群等の天然記念物等を生かした誘客の拡大
- ・やまがた花回廊や置賜さくら回廊、白鷹・朝日・大江三町などの広域観光の推進
- ・レールツーリズムやスカイスポーツ、山岳観光の推進
- ・雪を生かした観光の推進
- ・観光情報の受発信と観光案内充実のためのサイン計画の実施
- ・観光協会等の観光交流推進団体の組織強化
- ・観光交流大使による情報発信の強化
- ・食文化や工芸と観光の融合

◎観光拠点（パレス松風・道の駅・どおりいむ農園直売所・のどか村など）の連携推進

- ・ご案内などの「おもてなし」の心の醸成とボランティアガイドの育成

◎教育旅行の受け入れ拡充

- ・東北中央自動車道開通を契機とした「道の駅」整備などによる観光誘客の推進
- ・米沢牛などの食や温泉、草木塔などの地域資源とをつなぐ観光商品の開発
- ・福島県会津地域や県北地域・新潟県村上地域・宮城県県南地域と連携した観光パンフレット作成や新たな旅行商品開発などによる広域観光の展開
- ・インバウンド推進に向けた環境整備や体制整備（DMO等）の構築
- ・効果的な誘客のための観光動向や観光産業の調査分析の推進
- ・著名人等を活用した訴求力の高い情報発信
- ・町内でロケを行う映画等の制作への支援
- ・学校教育等における地域の魅力や自然、歴史、文化の魅力等を学習する機会の充実

## ⑥産業人材の育成

**機械加工等技術研修技能検定合格者 10名（H26:7名）**

18歳から20代までの人口移動は転出数が転入数を大きく上回り、著しく社会減少が進行している。高校卒業後の就職等による定着や大学等を卒業後のUターンを積極的に進めるために、新規学卒者の地元就職支援や奨学金制度の創設を行う。高度技術習得に向けたセミナーや技能検定支援や伝統地場産業の振興による雇用を創出し、学術機関等と連携して共同研究や技術者養成を行い、次代を担う多様な産業人材を確保する。

（具体的な事業）

◎高度技能を有する人材の育成、確保

- ・若者定着化に向けた就業支援
- ・伝統地場産業の振興
- ・林業技能者の育成支援
- ・農商工等連携や6次産業化に取り組む人材育成体制の拡充
- ・専門家等の派遣支援
- ・Uターン就職者の奨学金返還支援制度の創設

## ⑦起業、創業支援

ソフト小村平均入居率 60% (H26:33%)

情報化の進展による競争激化の一方、ビジネスチャンスも大きく膨らみ、既存商品の通信販売をはじめ、新製品の開発や事業化など起業的事業活動に取り組みやすい環境となった。また、クラウドを活用した新たなビジネスモデルや循環型の地域ビジネスも動きが見られるようになったことから、ソフト小村（サテライトオフィス）を核に、町内外問わず、業種間や異業種間での相互交流を進め、技術や人材、情報の共有化や有効活用などを図る。新たな事業に取り組む意欲のある起業家や法人を支援し、新しいビジネスモデルを構築する。

（具体的な事業）

### ◎ソフト小村（サテライトオフィス）の活用

- ・新分野、異分野への進出支援
- ・女性や若者等による新たな加工食品の開発等地域内起業の促進
- ・6次産業化等による起業創業、販路開拓の支援
- ・在宅ワークやクラウドソーシング※の普及
- ・コミュニティビジネスへの参入支援

※クラウドソーシング【crowd sourcing】  
インターネットを利用して不特定多数の人に業務を発注したり、受注者の募集を行うこと。また、そのような受発注ができる Web サービス

## ⑧産業間及び地域間の連携

6次産業化支援事業商品化の件数 5件（新規項目）

各産業界が連携し、異業種交流や雇用創出、人材育成等により産業振興を図る。町産業関係6団体が産業振興戦略会議を設置し、「紅花」や「牛」等の特色ある地域資源をテーマに事業を展開する。農業を起点とした産業振興を目指し、一次製品の高品質化はもとより2次、3次における加工、流通、販売まで融合した6次産業化を推進する。「町産業センター」を拠点に関係団体が一体となって情報の共有化や各種事業を連携し、食と農を中心に連携推進を図る。また、近隣市町等と一体で産地化、集積化している産業もあることから更なる連携を推進する。

（具体的な事業）

- ・産業振興戦略会議による産業団体の連携促進
- ・町内外の同業種、異業種間の交流機会の促進
- ・産業フェアの開催

### ◎産業間連携による地域資源を活用した特産品の開発支援

- ・6次産業化支援機能の拡充と新分野での新商品開発、販路開拓の支援
- ・加工施設や販売施設等の整備支援
- ・在京の白鷹サテライトオフィスの活用によるビジネスマッチング（再掲）

⑨雇用の安定と労働環境の充実、企業の立地促進

**(県)非正規の職員・従業員割合 35.8%以下 (H24:同値)**

ハローワーク長井管内の有効求人倍率は、平成26年6月以降は1倍を超える状況が続いている。人手不足が深刻になる中、非正規から正社員への転換を進める流れにあるものの、雇用の質の向上に向けた対策が求められることから、企業振興に向けた受注拡大や設備投資を支援し、安定して就労できる場の確保を進める。また、企業の立地環境を整備し、企業の地方拠点の形成・強化を支援し、遊休地等の有効活用により就労機会を創出する。

(具体的な事業)

◎非正規労働者の正社員登用の促進

- ・ワークライフバランスの推進 ・子育て世代や女性の就労環境の整備
- ・再就職等を希望する女性のニーズに応じた支援 ・地域における就労機会の創出
- ・本社機能や研究開発機能等の誘致推進に向けた税制優遇措置及び助成制度の拡充

⑩特産品の振興及び開発

**紅餅生産量 200Kg (H25:68Kg)**

深山和紙や白鷹紬に代表される歴史ある工芸製品をはじめ、日本一の生産量を誇る紅花や郷土食文化、豊かな食材などさまざまな資源が町内に存在している。技術伝承の取り組みを進める一方、産業として成立する経済的な基盤づくりを進める。「ここにしかないもの」を最大のセールスポイントとして、オンリーワンのものづくりを展開し、特に白鷹産の紅(あか)い産品を“SHIRATAKA RED”として販売を強化する。

(具体的な事業)

◎紅花の栽培拡大に向けた栽培技術の向上や省力化のための研究

- ・伝統食文化の商品化推進
- ・カシスやアケビなどの希少作物の栽培奨励
- ・白鷹豆プロジェクトによる枝豆生産の拡大及び商品化の推進
- ・歴史ある白鷹紬や深山和紙などの工芸品の技術伝承及び販売促進
- ・町産品の紅(あか)いもの“SHIRATAKA RED”の販売促進
- ・拠点となる直売所、加工所等の整備に対するオーダーメイド型支援
- ・女性や若者等による新たな加工食品の開発等地域内起業の促進
- ・食品製造業者等による町内産農産物を活用した加工品や土産品等の開発や小売業との共同商品開発等への支援
- ・異業種の参加による企業組合等、新たな経営モデルの創出
- ・情報収集や実需者等とのマッチング、商談支援 ・販路開拓、拡大への支援
- ・アンテナショップや物産展、イベントやホームページ等を活用した販売支援
- ・輸出用商品の開発及び商品PRへの支援、輸出パートナーの発掘
- ・国際的規格基準に対応した生産設備整備への支援
- ・訪日者に対する観光と連携した特産品のPR

## 《基本目標②》 ライフスタイルに合わせた多様な交流・移住を推進し、 新しいひとの流れをつくります

### 数値目標

- **社会増減：年間トータル△24人（H26：△118人）**
- **移住者・世帯数：50名・30世帯（期間累計）**

### 《基本的方向》

都市部からの白鷹回帰や移住を進めるため、観光や文化交流によるきっかけづくりを行うとともに、UJIターンの促進を図るための相談体制の整備や情報発信を推進する。また、町内産品の良さを知ってもらい、リピーターによる販路拡大につながる『ふるさと納税』を強化する。地域おこし協力隊は、移住定着への第一歩として地域活性化に資するものと位置付ける。

### 《具体的な施策と重要業績評価指標(KPI)》

#### ①移住受入の推進

<b>移住交流相談窓口設置数</b>	<b>2カ所（新規項目）</b>
<b>相談会開催数</b>	<b>5回/年（新規項目）</b>
<b>移住サイトのアクセス件数</b>	<b>80,000ビュー（新規項目）</b>
<b>空き家バンク成約数</b>	<b>8件（新規項目）</b>
<b>奨学金制度利用者数</b>	<b>5名（新規項目）</b>

UJIターン等の移住受入を推進するため、関係団体と「白鷹町ふるさと移住推進協議会」を構成し、移住者向けの情報提供や相談業務を行う。首都圏での移住相談に随時対応するため在京の「白鷹サテライトオフィス」を活用する。また、町内に遊休空き家が増加していることから、空き家バンクを活用し有効活用を図る。移住希望者には、空き家情報をはじめ、生活に関する情報、農地を含む土地の情報など一元化を図り、定住に向けたトータルサポートが必要であることから、そのサポート体制を構築する。また、若者が町内に定住するための住宅建築や四季の郷ニュータウン用地の購入に対して助成をすることでそのきっかけづくりを行い、定住促進を図る。就農を目的としたIターン者が増加していることから、そのネットワーク化を図り、新規就農者の増加を促進する。

高校卒業後、進学で本町を離れることは高等教育機関が近隣に少ない本町の地理的事情から致し方なく、卒業時の進路選択に帰郷が第一候補となるよう成人式等の機会をとらえ、意識付けを図る。本町では特にUターンに力を入れ、その検討のタイミングとして就職時（卒業時）、就職約10年後、定年前等に、きっかけづくりとして帰省のチャンスとなる同窓会の開催を促すなどして受入側の町民も巻き込み、町を挙げて移住受入を推進する。

(具体的な事業)

- ◎移住相談窓口ワンストップ体制の構築
- ◎移住拡大に向けた情報発信と連携の促進
  - ・移住後の定住フォローアップ体制の確立
  - ・Uターンを中心とした移住や二地域居住の推進
- ◎空き家バンクの活用
  - ・四季の郷ニュータウンの分譲促進
  - ・定住促進助成の拡充
  - ・移住者定住フォローアップ体制の充実
  - ・移住に関する調査の実施と情報の発信
  - ・成人式における情報提供、意識調査の実施
  - ・同窓会開催助成の実施
  - ・先輩移住者と意見交換や都市部における移住セミナー、イベントの開催
  - ・新規就農移住者の受入推進
- ◎Uターン就職者の奨学金返還支援制度の創設（再掲）

## ②交流の拡大

**町ホームページ閲覧数 100万ビュー（H25：80万ビュー）**

現在は主に首都圏で開催されるイベント等への出展が中心となる本町のPR活動は、今後は各地でのさまざまな交流の展開やICTを活用した情報の発信などにより、白鷹の認知度が高まるよう積極的に取り組む。都市と農村の交流を深めることはもとより、特に仙台圏、首都圏等に情報を発信し、本町に興味関心を持ってもらい、訪れてその良さを感じ、二地域居住、そして定住へとステップに応じた対応が必要である。

(具体的な事業)

- ◎インフォメーション機能の充実
  - ・認知度アップに向けたプロモーションの充実
  - ・文化による交流（文化交流センター等の活用）
  - ・縁の地交流、連携の推進
  - ・日帰り観光から宿泊、短期滞在、長期滞在、移住へのステップアップ

## ③ふるさと納税制度の活用促進

**町への寄附金額 4,000万円（H26：3,051万円）**

平成20年度に開始したふるさと応援制度（ふるさと納税）については、年々その寄附金額は増加しており、税法改正等により今後さらに増加が見込まれる。利便性を向上させ、周知PRを図り、返礼品による町内物産振興のほか、ふるさと納税をきっかけに旅行の目

的地となるよう観光交流と連携するなどして幅広く受け入れを強化する。

(具体的な事業)

◎申し込みや決済方法等の利便性向上

- ・ 寄附金使途の開示
- ・ 返礼品の充実による町内物産の振興
- ・ 観光施設等とタイアップし、観光クーポン等の返礼品の開発
- ・ 企業版ふるさと納税制度の受入拡大

#### ④地域おこし協力隊の活用

**地域おこし協力隊の定住者数 4名(新規項目)**

主に都市圏の有能な人材が地方で活躍する「地域おこし協力隊」制度を活用し、新たなアイデアやセンスをまちづくりに活用する。

「地域おこし協力隊」の普及・拡大と、定着率を高めるために、地域の特性に合わせ柔軟に対応を行う。

(具体的な事業)

- ・ 地域活性化を中心に地域密着型の活動
  - ・ 地域おこし協力隊による情報発信
- ◎隊員期間終了後の定住に向けた自立可能な就労形態の確立

## 《基本目標③》 たくさんの子どもたちが元気に生まれ、安心して育てられる子育て教育環境の充実を進めます

### 数値目標

■ 合計特殊出生率 1.8 (H30)

### 《基本的方向》

「家庭生活」に対するイメージアップを行い、結婚への動機づけを高めるとともにライフプランを考える機会づくりや出会いの場の創出など婚活支援を強化促進する。婚姻時に住宅状況等により近隣市町へ転出する事例もあることから、住宅について対策を講ずる。妊娠・出産・育児と一連の子育てを包括的に支援する体制を構築し、子育て環境の充実を図り、安心して育てられる社会づくりを進める。女性が活躍できる社会を形成する中でワークライフバランスを促進する。また、グローバルな視野が持てる子ども達を育てるため、海外研修への派遣をはじめ、各種検定等の資格取得を奨励するなど学力の向上に努め、自信に結び付けるとともに、地域と連携した学校づくりなどにより郷土愛あふれる豊かな白鷹人を育成する。

### 《具体的な施策と重要業績評価指標 (KPI)》

#### ①結婚支援

**結婚したいと思う割合（成人式調査）95%（新規項目）**

少子化の要因として、未婚化、晩婚化・晩産化が挙げられており、これらへの対応が急務である。また、雇用形態として非正規雇用の増加は、将来への不安などにより結婚へ踏み切れない若者を増加させ、非婚化の一因にもなっていることから安定した雇用が求められる。地域や職場での出会いの場面も少なくなっていることから、婚活サポート委員会や各種団体等による「婚活支援」を推進し、ネットワーク化による連携強化、支援する人材を育成する。

（具体的な事業）

- ◎婚活専門員等の専従スタッフの配置
- ◎婚活サポート委員会等の地域婚活団体活動の推進や支援
- ◎広域連携による出会いの場の創出
- ◎「やまがた出会いサポートセンター」による出会いの機会の創出
- ◎高校、大学における若者自らのライフデザインを考える機会の提供や小中学校における児童生徒と乳幼児とのふれあい体験の場の創出
- ◎若者定着化に向けた就業支援（再掲）
- ◎「いのち」を次世代につないでいくことの大切さを考えさせる教育の実践

## ②子育て支援

**子育て環境が充実したと思う住民割合 40% (H26: 27.5%)**  
**子育て援助活動支援(ファミリーサポートセンター)登録数 100名**  
**(H25: 113人)**

本町は三世代同居が多く、家庭や地域での子育てが比較的しやすい環境にあるが、反面、核家族化が進み、子育てへの負担や不安を抱える人も増えている。安心して出産、子育てができる相談体制及び医療の確立に向け町及び関係機関が連携する。現実的な課題として医療機関が町から遠距離にあることから、妊婦健康診査等の通院時の交通費相当を給付するとともに、子育て世代の経済的負担を軽減するため、子どもの医療費や多子世帯の保育料を無料化し、安心して子育てができる環境づくりを進める。

働きながら子育てをしたいという人が、その両立の難しさから仕事を辞めたり、出産を断念したりすることのないよう支援し、出産や育児をしながら多様な働き方が選択できる環境を整備するとともに男性の育児への積極的な参加を促し、育児休暇の取得奨励等を実施する。

平成27年度にスタートした白鷹町子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育てする親の不安や孤立感を解消し、地域や町全体で子どもと家庭を支える仕組みを構築する。また、保護者の就労形態に合わせた保育時間の延長や休日保育など各種保育を実施するとともに全小学校区に設置されている学童保育についても充実する。また、子育てを地域で相互援助するファミリー・サポート・センターによって病後児や休日等の一時預かりなど多様なニーズに対応を図る。

(具体的な事業)

- ◎子育て世帯の経済的負担の軽減(しらか元気っ子事業、多子世帯子育て応援事業)
- ◎教育・保育の多様なニーズへの対応
- ◎子育て支援施設等の環境充実
  - ・不妊治療支援
  - ・医療体制の確保
  - ・母子保健コーディネーターの設置等による切れ目ない相談支援体制
  - ・三世代同居、近居の子育てにおける良さや共に暮らすための情報の発信
  - ・祖父母世代が交流しながら孫を含め地域で子育てを行う拠点創設への支援
  - ・スポーツ活動の充実
  - ・食育の推進
  - ・子育て支援住宅による子育て世帯や新婚世帯向けの優良で安価な住居の確保
  - ・若者定住にむけた住宅への助成
  - ・三世代同居子育て世帯への住宅新築、リフォームの支援
  - ・ワークライフバランスの推進(再掲)
  - ・子育て世代や女性の就労環境の整備(再掲)
  - ・空き家バンクの活用(再掲)
  - ・定住促進助成の拡充(再掲)

### ③教育振興・人材育成

**青少年海外派遣研修参加者数 50名（新規項目）**  
**荒砥高校入学者数 54名以上（H26：70名）**

郷土に誇りを持てる人材を育成するため、地元の伝統や文化を学び、地域を知ることにより愛着を醸成する。また、教育における国際化を推進し、グローバルな視野を持つきっかけとして海外派遣研修を実施することで世界の中から白鷹町を見つめ、コミュニケーション能力を育む。義務教育期からキャリア形成を意識付けるため外部検定受験を奨励し、学力向上を図るとともに資格取得によって自信と誇りを身に付けさせる。学校生活を送る児童生徒は、町の活力源であることから、町内の小中学校はもちろん、荒砥高校や白鷹高等専修学校についても魅力ある学校づくりの支援を実施する。また、町立図書館については、情報や知識を得るばかりではなく、町民の交わりの場として、より多くの人々が気軽に利用できる環境を整備する。

（具体的な事業）

- ◎青少年海外派遣研修の実施
  - ・英語検定等の資格取得の奨励
  - ・ALTや支援員の配置
- ◎荒砥高校、白鷹高等専修学校の支援
  - ・特色ある学校経営の推進
  - ・町立図書館の充実
  - ・芸術や文化、スポーツの振興
  - ・Uターン就職者の奨学金返還支援制度の創設（再掲）

### ④女性の活躍推進

**各種審議会、委員会等の女性委員任用率 40%（H26：21.3%）**

女性就業率が非常に高く、今後も企業等における女性の活躍を推進するとともに、農業や建設業、伝統産業等でも活躍中の女性がさらに輝けるよう支援する。

（具体的な事業）

- ・女性の働きやすい環境づくり
- ・ワークライフバランスの推進（再掲）
- ・女性農業者や起業家の支援
- ・在宅ワークやクラウドソーシングの普及（再掲）
- ・理系女子等の技術や能力が発揮できる就職支援体制づくり
- ・企業等における幹部登用の奨励
- ・連携推進のためのネットワーク化支援

## 《基本目標④》 活力ある地域の構築に向け、コミュニティセンター(小さな拠点)を核に共創し、安全で健康的な暮らしやすいまちをつくり、定住促進を図ります

### 数値目標

■ 小さな拠点(地区コミュニティセンター)地域づくり活動参加率 100%(延数)

### 《基本的方向》

人口減少が進行する中で、地域力の低下を克服するため「地域コミュニティセンター」を核として地域の課題をとらえ、その解決に向かって共創のまちづくりを推進する。また、高齢化が今後一層進行することから、健康寿命を延ばす取り組みを実施するほか、地域で高齢者の見守りをするなどの包括的なケアシステムを構築する。安全安心な地域づくりに向け、自主防災組織をはじめ、消防団などの各種団体と連携を図り、住民一人ひとりの意識高揚を図る。また、高齢化により公共交通のニーズが高まることが予想されることから、デマンド交通や町営バスを維持拡充する一方、フラワー長井線や路線バスを維持し、特に高校生の通学に不便を来さない対応は活力ある地域づくりには不可欠なものである。雪対策に関しては、邪魔者扱いされる雪をいかに活用できるのか実証実験も含め取り組む。これまで築き上げた整然と美しいまちを維持するため、河川愛護やまちなかの環境整備を図ると共に、町の表情として花を生かしたまちづくりを実施する。

### 《具体的な施策と重要業績評価指標(KPI)》

①コミュニティセンター(小さな拠点)を中心とした地域経営と共創

暮らしやすいと思う住民割合 85%(H26:79.6%)

自主防災組織数 26(H26:26)

花いっぱい運動実施団体数 50(H26:46団体)

これまで本町では、何世代にも渡り住み続けてきた地域住民同士の絆により、安定した地域コミュニティが形成されてきた。しかし、近年は人口減少が進行し、核家族化や就労形態、ライフスタイルの多様化などにより、個人趣向を優先する傾向にあり、地域でのつながりが希薄化し、活動も弱体化しつつある。そのため、コミュニティセンターを中心にさまざまな地域課題の解決に向けた地区計画を策定し、地域振興に向けた基盤づくりや防災意識の向上、少子高齢化や環境問題など地域課題に対する活動を行うなど、地域住民自らが主体的に取り組む活動を推進する。

(具体的な事業)

◎強固な自主防災組織による暮らしの安全、安心の実現

- ・健康増進や介護予防の推進による健康寿命の延伸
  - ・県と共同実施する「やまがた健康マイレージ」の普及
  - ・元気な高齢者が活躍できる場の創出、家事援助等の生活支援サービスの支援
  - ・地域全体での見守り体制の確立
  - ・生活環境の維持
  - ・危険空き家対策
  - ・地域の子どもや大人の学ぶ場としての機会充実
- ◎明るく住みよい「花・みどり」の美しいまちづくり（花いっぱい運動の拡充／まちなか環境整備の推進）
- ・公園や遊園の維持管理
  - ・買い物弱者への対応（再掲）
  - ・コミュニティビジネスの参入支援

## ②地域公共交通の確保

<p><b>山形鉄道輸送人員 55万人（H26：61万人）</b>  <b>デマンドタクシー利用者 36人／日（H26：33.2）</b></p>
---

昭和63年10月にJR東日本から山形鉄道株式会社に移管されたフラワー長井線は、これまで、経費節減など経営努力を重ねてきたが、定期券を購入する高校生も少子化により年々確実に減少し、経営は厳しさを増している。地域住民、とくに高校生の通学手段として不可欠なものであることから、県や沿線市町と連携して存続に向けた利用拡大や経営改善が必要である。

バスについては、民間バス事業者（山交バス）が山形長井間、荒砥長井間の2路線を運行しており、児童生徒の通学バスとしても利用されている。また、遠距離通学の児童生徒を対象にスクールバスが運行されており、中山荒砥線、大瀬荒砥線の2路線については、住民混乗型のスクールバスとして一般乗客も乗車可能な運行を行っている。

平成21年度に導入したデマンドタクシーは、町内を一つのエリアとして運行し、乗降場所は自由で1回500円で利用可能であり、今後も引き続き、高齢者など交通弱者の安くて便利な「足」としてサービスの充実を図る。

（具体的な事業）

- ◎山形鉄道(株)フラワー長井線の利用拡大と維持存続
  - ・路線バスの維持存続
- ◎デマンド交通、町営バスの運行継続
  - ・住民自らが運営に参画する交通サービスの推進

### ③雪対策

**雪害事故被害者数 0（新規項目）**

本町は、特別豪雪地帯に指定されているが、降雪量は平坦地と山間部での差が大きい。特に、道路への積雪は道路交通機能に影響を及ぼし、町民の生活や経済活動などにも大きく影響することから、住民の協力も得ながら、歩道も含めた道路除雪体制の充実を図り、除雪車運行管理システムの活用等によりきめ細かで効率的な除雪体制づくりを進める。また、高齢社会が進展し、山間部集落で過疎化が進む中で、高齢者世帯での雪降ろしなど、除排雪が大きな課題となっており、近年は、雪下ろしや除排雪などの作業による事故が発生している。高齢者が冬期間安心して生活できるよう支援していくとともに、地域内での協力体制づくりを進めるなど、行政と町民が一体となった対応が必要となっている。

一方、雪は雪国ならではの財産や観光素材でもあり、スキーをはじめとするウィンタースポーツやイベントなどに活用していくとともに、自然エネルギー等として雪室等の活用について検討する。

（具体的な事業）

- ・ ICT を活用した効率的で効果的な除雪体制の充実
  - ・ 歩道や狭隘町道などの行政と町民が連携した除雪体制づくり
- ◎雪下ろしなど除排雪支援や安全のための注意喚起
- ・ 除雪ボランティア体制の拡充、マッチングのための仕組みづくり
  - ・ 雪を生かした観光の推進（再掲）
  - ・ スキーやスノーボード、スノーモービルなどウィンタースポーツの推進
  - ・ スキー場まつりなど利雪型イベントの推進
  - ・ 利雪に向けた研究
  - ・ 雪室や雪冷房など環境にやさしい自然エネルギーとしての利活用
  - ・ 雪中保存等により付加価値を高めた商品開発等への支援

### ④エネルギー対策

**太陽光発電システム導入支援（期間累計） 30件（H26:6件）**

本町のエネルギー消費状況は、石油製品や電力を主なエネルギー源として利用し、電力使用量は増加傾向にある。町の特性を生かしたエネルギー利用の実現と省エネルギーの推進を目指し平成25年3月にエネルギー計画を策定し、実行にあたっている。道の駅白鷹ヤナ公園に整備した電気自動車用急速充電設備などのインフラ整備を進め、太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーの利用拡大を促進する。

（具体的な事業）

- ◎環境にやさしいエネルギーの利用
- ・ 再生可能エネルギー設備の導入支援
  - ・ 雪氷熱を活用した雪室、雪冷房システム等整備への支援
  - ・ 木質バイオマス資源の発電、熱利用の促進[再掲]
  - ・ 発電利用、熱利用の需要に応じたチップ等製造施設の整備への支援[再掲]

## V. 政策パッケージ（戦略アクションプロジェクト）

### しらたか森林・林業再生プロジェクト（基本目標:㉠）

森林の持つ多面的で公益的な機能が発揮できる山づくりを目指し、境界明確化事業等により資産の再確認を行うとともに（仮称）まちづくり複合施設などの木造フラッグシップモデルの整備を契機に、地元産材の利用循環モデルを構築し、町内森林の再生、林業・製材業・建築業の振興を図る。

#### 【取組内容】

- 民有林における境界明確化事業
- 川上から川下まで連携による森林資源循環モデルの構築
  - 生産・加工・流通体制の確立
    - ・ 木材供給能力を高める路網整備や高性能林業機械の導入支援
    - ・ 木材加工施設及び木材流通体制の整備促進
- 地域産材の利用拡大策
  - 公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針の推進
  - 住宅リフォーム等の助成（空き家リフォームの割増助成等）
- 木質バイオマス等のエネルギー源としての活用
- 低コスト再造林の研究
- 「木の駅プロジェクト」の普及啓発

#### 【2020年成果目標】

- 町内林業出荷額 50,000千円/年（H26：8,389千円）

### 日本の紅(あか)をつくる町プロジェクト（基本目標:㉡㉢㉣）

町内産が国内シェアの約7割を占める紅花の生産の維持拡大はもとより、紅（赤）をテーマに交流人口を拡大し、観光振興を図る。さまざまな紅花の活用策について研究を進めるため、関係団体と連携しプロジェクト推進母体を設立する。また、紅花を原料としてのみならず、地場伝統産業や農産物のブランド化においても紅（赤）をキーワードに、品格ある紅花産地のブランド化を進め、「日本の紅をつくる町」の紅（あか）にこだわった商品として“SHIRATAKA RED”を展開し、町内産品の付加価値を高め、販売を促進する。

#### 【取組内容】

- 官民連携を進めるプロジェクト推進母体の設置
- 紅花生産加工出荷体制の確立
- 「日本の紅(あか)をつくる町」のブランド化
- 紅花摘みや紅花染め、和紙漉きや陶芸など体験型観光の奨励
- 紅花の薬効成分の研究開発への協力
- インバウンド向け紅花観光商品の造成
- 特徴的な土産品の開発支援
- 町産品の紅(あか)いもの“SHIRATAKA RED”の展開

#### 【2020年成果目標】

- 紅花日本一 紅餅生産量 200Kg (H25:68Kg)

### ふるさと移住推進プロジェクト（基本目標:㊀㊁㊂）

UJI ターンや新規就農などの移住拡大に向け効果的に情報を発信するとともに、空き家バンクなどの住環境や移住後の白鷹暮らしをサポートする移住者支援体制を整備する。今後増大が予想される空き家を活用し、リフォーム助成には地域産材を使用する場合には特典を加えるなどし、プロジェクト間の連携も図る。年々増大するふるさと納税制度を活用し「ひと・もの・かね」の相互交流を推進する。

#### 【取組内容】

- 移住相談窓口の設置によるワンストップサービス（コンシェルジュ機能）の提供
- 移住相談会や交流イベント等での出張相談
- 在京相談窓口（白鷹サテライトオフィス）との連携
- 住居や仕事、子育て支援や医療など移住に必要な情報の一元管理
- 空き家バンクや不動産情報等の移住者向け住居に関する情報の発信
- 土地・住宅取得時の定住助成の拡充
- 移住者向け空き家リフォーム地域産材利用助成制度の創設
- 移住後の定住フォローアップ体制の整備
- ふるさと納税返礼品における町特産物の利用拡大
- ふるさと納税制度を活用した来町者増大プロジェクト

#### 【2020年成果目標】

- 移住相談窓口を利用して移住者・世帯数：50名・30世帯（期間累計）

## 婚活★子育て応援プロジェクト（基本目標㉔㉕㉖㉗）

ライフプランを考える機会づくり等によって結婚についての意識付けをするとともに出会いの場を創出し、「結婚離れ」に歯止めを掛け、子育て環境の充実や経済的負担を軽減し、楽しい子育てライフを応援する。

### 【取組内容】

- 婚活サポート委員会等の地域婚活団体活動の推進や支援
- 「やまがた出会いサポートセンター」による出会いの機会の創出
- 高校、大学における若者自らのライフデザインを考える機会の提供や小中学校における児童生徒と乳幼児とのふれあい体験の場の創出
- 若者定着化に向けた就業支援
- 子育て世帯の経済的負担の軽減（しらたか元気っ子事業、多子世帯子育て応援事業）
- 子育て支援施設等の環境充実
- 子育て支援住宅「みらい」による子育て世帯の住居確保
- 子育て世帯や若者定住にむけた住宅建築への助成
- 母子保健コーディネーターの設置
- 切れ目ない相談支援体制

### 【2020年成果目標】

- 合計特殊出生率 1.8（H30）（H25:1.56）

## 白鷹人「目を世界に、心ふるさと」プロジェクト（基本目標㉘）

白鷹中学校及び県立荒砥高校生徒の海外派遣研修をはじめ、外部検定の受験奨励や資格取得などによりキャリアへの関心を高め、グローバルな視野と自信を持った人材を育成するとともに、町を知り、さまざまな体験をすることで郷土への誇りと愛着を持てる人材を育成し「目を世界に、心ふるさと」の白鷹人を育成する。

### 【取組内容】

- 青少年海外派遣研修
- 外部検定受験の奨励（英語検定、漢字検定等）
- ALTの増員による生きた英語に触れる機会の増大
- 町の自然や歴史、文化などについて学び、郷土愛を育む教育の推進
- 郷土食伝承事業等の食育活動の推進
- キャリア教育の充実

**【2020年成果目標】**

- 成人式における地元回帰志向 85%（新規項目）

**地域コミュニティいきいき安全・安心プロジェクト（基本目標:㊦㊧㊨）**

コミュニティセンターを核に自主防災組織や消防団と連携した地域防災システムを構築し、地域の見守り体制や高齢者福祉施設等も含めた地域包括ケアシステムを整備し、町民がいきいきと健康的で安全・安心な美しい住みよい町をつくる。高齢化の進行は大きな課題であるが、健康でいきいきとした生活を送れるよう健康寿命の延伸に取り組み、活躍の場を創出する。

移住受入については、地域コミュニティとの良好な関係が不可欠であることから、サポート体制も整備する。

**【取組内容】**

- 強固な自主防災組織による暮らしの安全、安心の実現
- 健康増進や介護予防の推進による『健康寿命』の延伸
- 元気な高齢者が活躍できる場の創出
- 地域全体での見守り体制の確立
- 県と共同実施する「やまがた健康マイレージ」の普及
- 明るく住みよい「花・みどり」の美しいまちづくり（花いっぱい運動の拡充／まちなか環境整備の推進）
- 公園や遊園の維持管理
- コミュニティビジネスの参入支援（再掲）

**【2020年成果目標】**

- 暮らしやすいと思う住民割合 85%（H26：79.6%）

## VI. 進行管理

### 推進組織

白鷹町まち・ひと・しごと創生推進本部（本部長：白鷹町長）

### 推進支援組織

住民も含めた推進支援組織を設置し、まち・ひと・しごと創生を普及する

### PDCAサイクル

#### ・事業評価

「まち・ひと・しごと創生」政策5原則である自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視の5つの観点から成果指標（KPI）に基づく評価を実施する。

○内部（自己）評価

○地域経済分析システム「RESAS」の活用

○外部評価（アンケート、第三者機関等）

#### ・総合戦略の見直し

事業評価を実施し、改訂が必要な場合は随時、見直しを図るものとする。

## VII. 情報の開示及び情報発信

訴求力の高い情報発信により、事業の「見える化」に取り組み、効果的な事業展開を図る。その推進組織として「しらたか情報発信コンソーシアム」を官民連携で設立し、その中において、戦略的な広報や、ソーシャルメディアにおける情報発信について技術を向上させるとともに、町民自らの口コミによる情報発信において本町をアピールする。

総合戦略の内容については、幅広く関心を持ち実行に協力いただくため、定期的に各地区においてまちづくり座談会を開催し内容を説明するとともに意見交換等を実施する。

### 【取組内容】

○町広報広告ガイドラインの設定

○町ロゴの制定

○Facebook等のSNSユーザーセミナーの開催（一般向け、企業向け）

○官民連携による統一広告の出稿

○各地区まちづくり座談会の開催

# 資料

## まち・ひと・しごと創生法

(平成二十六年十一月二十八日法律第百三十六号)

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 まち・ひと・しごと創生総合戦略(第八条)

第三章 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(第九条・第十条)

第四章 まち・ひと・しごと創生本部(第十一条—第二十条)

附則

### 第一章 総則

(目的)

**第一条** この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること(以下「まち・ひと・しごと創生」という。)が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画(以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

(基本理念)

**第二条** まち・ひと・しごと創生は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 国民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図ること。
- 二 日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスについて、その需要及び供給を長期的に見通しつつ、かつ、地域における住民の負担の程度を考慮して、事業者及び地域住民の理解と協力を得ながら、現在及び将来におけるその提供の確保を図ること。
- 三 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図ること。
- 四 仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること。

五 地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図ること。

六 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図ること。

七 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、国、地方公共団体及び事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

(国の責務)

**第三条** 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国の関係行政機関は、まち・ひと・しごと創生に関する施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

3 国は、地方公共団体その他の者が行うまち・ひと・しごと創生に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

4 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、まち・ひと・しごと創生に関し、国民の関心と理解を深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

**第四条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

**第五条** 事業者は、基本理念に配慮してその事業活動を行うとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(国民の努力)

**第六条** 国民は、まち・ひと・しごと創生についての関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

**第七条** 国は、まち・ひと・しごと創生に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

## 第二章 まち・ひと・しごと創生総合戦略

**第八条** 政府は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるものとする。

2 まち・ひと・しごと創生総合戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 まち・ひと・しごと創生に関する目標

二 まち・ひと・しごと創生に関する施策に関する基本的方向

三 前二号に掲げるもののほか、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 まち・ひと・しごと創生本部は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の案を作成するに当たっては、人口の現状及び将来の見通しを踏まえ、かつ、第十二条第二号の規定による検証に資するようまち・ひと・し

ごと創生総合戦略の実施状況に関する客観的な指標を設定するとともに、地方公共団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- 4 内閣総理大臣は、まち・ひと・しごと創生本部の作成したまち・ひと・しごと創生総合戦略の案について閣議の決定を求めるものとする。
- 5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、まち・ひと・しごと創生総合戦略を公表するものとする。
- 6 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、まち・ひと・しごと創生総合戦略を変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の変更について準用する。

### 第三章 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略

(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)

**第九条** 都道府県は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
  - 二 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が構すべき施策に関する基本的方向
  - 三 前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 都道府県は、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)

**第十条** 市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)は、まち・ひと・しごと創生総合戦略(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
  - 二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向
  - 三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

### 第四章 まち・ひと・しごと創生本部

(設置)

**第十一条** まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を図るため、内閣に、まち・ひと・しごと創生本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

**第十二条** 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 まち・ひと・しごと創生総合戦略の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 まち・ひと・しごと創生総合戦略についてその実施状況の総合的な検証を定期的に行うこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(組織)

**第十三条** 本部は、まち・ひと・しごと創生本部長、まち・ひと・しごと創生副本部長及びまち・ひと・しごと創生本部員をもって組織する。

(まち・ひと・しごと創生本部長)

**第十四条** 本部長は、まち・ひと・しごと創生本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(まち・ひと・しごと創生副本部長)

**第十五条** 本部に、まち・ひと・しごと創生副本部長(次項及び次条第二項において「副本部長」という。)を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(まち・ひと・しごと創生本部員)

**第十六条** 本部に、まち・ひと・しごと創生本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

**第十七条** 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

**第十八条** 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

**第十九条** 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

**第二十条** この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二章から第四章までの規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。